

都市計画施設等見直し検討委員会設置要綱

平成 24 年 5 月 24 日決定

(都市計画施設等見直し検討委員会の設置)

第 1 条 長期未着手の都市計画公園及び土地地区画整理事業の見直しに関する見直し指針、評価指標並びに都市計画見直し案の作成を行うことを目的として、都市計画施設等見直し検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画施設等 都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する公園及び同法第 12 条第 1 項第 1 号に規定する土地地区画整理事業をいう。
- (2) 見直し指針 都市計画施設等の見直しの方向性、見直し手順及び見直し検討対象をいう。

(検討委員会)

第 3 条 検討委員会は、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について、検証及び検討を行うものとする。

- (1) 都市計画の当初決定目的と現状との適合性の検証
 - (2) 現状での都市計画の必要性の検証
 - (3) 都市計画の実現上の課題の検討
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、都市計画の見直しのために必要な事項
- 2 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、パブリックコメントを行うものとする。
- (1) 見直し指針及び評価指標
 - (2) 都市計画公園及び土地地区画整理事業の都市計画見直し案

(組織)

第 4 条 検討委員会の委員は、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 検討委員会の座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者を検討委員会に出席させることができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第 6 条 検討委員会は、座長が招集する。ただし、最初の検討委員会は、市長が招集する。

- 2 検討委員会の議長は、座長が行う。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(都市計画施設等の見直し庁内委員会の設置)

第7条 検討委員会に提示する資料の作成を行うため、都市計画施設等の見直し庁内委員会（以下、「庁内委員会」という。）を設置する。

- 2 庁内委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 3 庁内委員会の会長は都市計画局都市企画部長とする。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 庁内委員会は会長が必要であると認めるときに随時招集する。
- 6 会長が必要であると認めるときは、別表1に掲げる者以外の者を庁内委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(都市計画施設等の見直し関係課長会議の設置)

第8条 庁内委員会に提示する資料の作成を行うため、都市計画施設等の見直し関係課長会議（以下、「関係課長会議」という。）を設置する。

- 2 関係課長会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 関係課長会議の議長は都市計画局都市企画部都市計画課長とする。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 関係課長会議は議長が必要であると認めるときに随時招集する。
- 6 議長が必要であると認めるときは、別表2に掲げる者以外の者を関係課長会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会等の庶務は、都市計画局都市企画部都市計画課において行う。

(補則)

第10条 本要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

別表1（第7条関係）

庁内委員会	都市計画局都市企画部長
	建設局建設企画部技術総括担当部長
	建設局水と緑環境部長
	建設局都市整備部長

別表 2（第 8 条関係）

関係課長会議	都市計画局都市企画部都市総務課長
	都市計画局都市企画部都市計画課長
	都市計画局都市企画部都市計画課調整担当課長
	都市計画局都市企画部都市計画課土地利用計画担当課長
	建設局建設企画部建設企画課長
	建設局水と緑環境部緑政課長
	建設局都市整備部市街地整備課長